

長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査基準
(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号)(案)の概要

1. 趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、認定基準に「自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項(法第6条第1項第4号)」が追加され、地域の実情を踏まえ、所管行政庁において、自然災害のリスクに応じて認定を行わない等の判断を行うこととなりました。これを受け、本市における認定基準を策定します。

2. 法改正について

(1) 改正法令

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

(令和3年5月28日公布、関係部分は令和4年2月20日施行)

(2) 関係する改正内容

長期優良住宅の認定基準に「建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであること。」を追加(第6条第1項第4号)

3. 基準案の内容

自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する下記の基準を次のとおりとします。

- | |
|--|
| <p>1 認定を受けて建築をしようとする長期優良住宅が、次の各号に掲げる区域に建築されるものではないこととする。</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域</p> <p>(2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域</p> <p>(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 宅地の安全化を図る開発行為等により、区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに解除されることが確実に見込まれる場合</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊対策工事(公共施行に限る。)が施行された場合(急傾斜地崩壊危険区域に限る。)</p> <p>(3) 建築をしようとする長期優良住宅において長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると市長が認める場合</p> |
|--|

4. スケジュール

令和4年4月1日に施行